

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

有限会社あいふるケアは、特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、次のとおり重要事項を説明し、実際の福祉用具の取扱いについては、取扱説明書に基づき実使用で説明します。

1 事業者の概要

(1) 事業所の概要

事業所名 所在地・連絡先	あいふるケアレンタルショップ 〒441-3421 愛知県田原市田原町殿町16-10 TEL 0531-23-1766		
介護保険指定番号	特定（介護予防）福祉用具販売 愛知県2376600207号		
管理者の氏名	濱 ひろみ		
サービス提供地域	豊橋市・田原市		
専門相談員	専門相談員 2名以上（常勤換算）他の事業に兼務（特定福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具貸与）		
営業日	月曜日～土曜日	営業時間	午前9時～午後5時30分

注）日曜日を休業とする他、年末年始（12／30～1／3）を休業とする。

(2) 当社の概要

事業者名	有限会社 あいふるケア
代表者名	高橋 芳子
本社所在地	愛知県田原市田原町大沢3-343

2 運営の方針

(1) サービスの内容

- 1) 「特定（介護予防）福祉用具販売」は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- 2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、適合、取付け、調整等を行います。

(2) 故障・事故等緊急時の対応

- 1) 事業者は、利用者に対する特定（介護予防）福祉用具販売により事故が発生した場合には、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護（介護予防）支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
- 3) 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

3 ご利用の福祉用具

種 目	品 名	個数	金額	選定理由

4 各種相談・苦情・事故・緊急時等の窓口

(1) 商品・サービスについての相談や苦情・事故・緊急時等については次の窓口で対応します。

担 当 部 署	販売事業部 濱 ひろみ	電 話	0 5 3 1 - 2 3 - 1 7 6 6
相 談 時 間	毎週 月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 3 0 分		

(2) お客様は、当事業所以外に、下記の市町村や国民健康保険団体連合会に相談・苦情を伝えることができます。

田原市役所健康福祉部 高齢福祉課 長寿介護係	所在地：田原市田原町南番場 30 番地 1 電話：0531-23-3217 FAX：0531-23-3545 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
東三河広域連合 介護保険課	所在地：豊橋市八町通二丁目 16 電話：0532-26-8471 FAX：0532-26-8475 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
愛知県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：名古屋市東区泉一丁目 6 番地 5 号 南館 7 階 電話：052-971-4165 FAX：052-962-8870 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

有限会社あいふるケアは、契約者に対する特定（介護予防）福祉用具販売に当たり、契約者又は代理人に対し、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明し、また、商品の取扱いについては、注意事項について十分説明し、取扱説明書に基づいた実使用での説明を行いました。

令和 年 月 日

福祉用具専門相談員

私は、特定福祉用具の購入に当たり、上記のとおり、重要事項並びに商品の取扱いについて説明を受けました。

契約者 住所

氏名

代理人 住所

氏名
